

社会保険庁改革について

- ・ 年金公法人法案(仮称)の概要……………1
- ・ 国民年金事業等の運営の改善のための
国民年金法等の一部を改正する法律案
(仮称)の概要……………2
- ・ 社会保険庁改革の推進について……………3

年金公法人法案（仮称）の概要

公的年金事業等の適正な運営を確保するため、年金公法人（仮称）を設立することとし、その目的、業務等を定めるとともに、社会保険庁を廃止し、関係法律について所要の改正を行う。

I 概要

(1) 公的年金事業等に係る厚生労働大臣の事務のうち委任を受けたものを適正に実施することを目的とする年金公法人（仮称）を設立するため、以下の事項を定める。

- ① 目的
- ② 事務所及び資本金に関する事項
- ③ 役員及び職員に関する事項
- ④ 業務に関する事項
- ⑤ 設立手続き 等

(2) 関係法律の一部改正

① 厚生年金保険法及び国民年金法

現在、社会保険庁長官が行うこととされている業務は、厚生労働大臣が行うこととするとともに、被保険者資格の取喪の確認、保険料等の滞納処分及び被保険者に対する調査等については、年金公法人（仮称）に行わせることができる旨の規定を設ける。

② その他

健康保険法、厚生労働省設置法等について、社会保険庁の廃止及び年金公法人（仮称）の設立に伴う所要の規定の整備を行う。

II 施行期日

未定

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

国民年金事業等に対する国民の信頼を回復するため、社会保険庁の組織改革に併せて、各般にわたる業務改革を進める。

《改革の理念》①サービスの向上、②効果的・効率的な事業運営、③公正な事務処理と透明性の確保

組織改革

社会保険庁を廃止し、年金公法人（仮称）を設置

業務改革（本法案）

事業運営の改善に必要な国民年金法等の関係法律の改正

国民の信頼の回復・向上

I 概要

1 サービスの向上

- ①住民基本台帳ネットワークの活用により、被保険者等の住所変更等の届出を原則廃止するための規定の整備
- ②社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図るための規定の整備など、サービスの向上のための規定を整備する。

2 保険料の収納対策の強化

クレジットカードによる保険料納付等の保険料を納めやすい環境の整備、社会保険制度内での連携による保険料納付の促進など、保険料収納対策の強化のための規定を整備する。

3 国民年金事業等の公正・透明・効率的な運営の確保

- ①年金事務費の一部への保険料財源充当の制度化
 - ②年金福祉施設の根拠である「施設をすることができる」旨の規定の廃止及び年金相談等の年金給付に関連する事業の根拠規定の整備
- など、国民に信頼される公正・透明・効率的な事業運営を可能とするための規定を整備する。

II 施行期日

公布日、平成20年4月1日、平成21年4月等

平成 18 年 12 月 14 日

社会保険庁改革の推進について

与党年金制度改革協議会

社会保険庁改革は、これまでも我々が責任を持って進めてきた。

しかし、今般明らかとなった不祥事などを踏まえ、国民の目線に立った改革をさらに進めていく必要がある。

言うまでもなく、社会保険庁は年金・医療といった社会保障の重要な執行機関であり、国民の声に従ってその改革を進めていくことが社会保障制度への信頼を確立することにつながるものである。今こそ社会保険庁のさらなる改革を進め、解体し、出直して再構築し、国民の信頼を回復していかなければならない。

こうした観点に立って以下の改革に早急に取り組むこととし、関連する社会保険庁改革法案を次期通常国会に提出し、その成立を図るものとする。

1. 公的年金の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、解体する

- ・ 公的年金にかかる財政責任・管理責任は国が担うこととするが、その運営に関する業務(年金の適用・保険料の徴収・記録・管理・相談・裁定・給付)は新たな非公務員型の公的新法人を設けてこれに担わせることとする。
- ・ すなわち、特別会計の管理などの公的年金にかかる必要最小限の管理部門は国に置き、ここからの委託を受けて年金の運営業務を新法人が行うこととする。

- ・ また、年金の運營業務の振り分けを行い、民間へのアウトソーシングを積極的に進める。この業務の振り分けは第三者機関が行い、できる限りのアウトソーシングを行うこととする。
- ・ この第三者機関は、民間の有識者をもって構成し、中立性・独立性を確保する。
- ・ 強制徴収を含む徴収率を向上するための方策については、当面新法人を念頭に置くが、民間委託も視野に入れて可能な限りアウトソーシングできるよう十分な検討を行う。
- ・ 特に、悪質な滞納者については、国税庁に委託して強制徴収を行うこととする。
- ・ なお、新たな運営体制が発足した後、その状況の推移を見ながら、新法人のあり方・存続の可否も含め、3年を目途として引き続き抜本的な検討を行う。

2. 組織人員は必要最小限とし、一層の合理化・効率化を図る

- ・ 国の管理部門の組織・要員は必要最小限とする。
- ・ 年金新法人の職員は大幅な削減を目指し、一層のリストラ、民間へのアウトソーシングを進める。
- ・ 年金新法人の発足に当たっては、その職員は社会保険庁を一旦退職した後、第三者機関の厳正な審査を経て再雇用する。
- ・ 外部からの採用も積極的に行い、これまでの職場体質を一掃する。
- ・ 年金新法人の服務規律は民間と同等とし、勤務態度が不良な職員については降任・降格・免職等の措置を厳しく行い、職場規律を確立する。

社会保険庁の廃止・解体

